

社会福祉法人高岡市社会福祉協議会表彰規程

【平成17年11月1日制定】

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉に功績のあった者及び社会福祉事業に協力、援助した者に対し、表彰又は感謝の意を表してその功績を讃え、労をねぎらい、もって地域福祉の増進を図ることを目的として、社会福祉法人高岡市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が行う表彰及び感謝状の贈呈について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の該当)

第2条 表彰の該当者は、次のとおりとする。

- (1) 民生委員児童委員で、功績顕著な者
- (2) 社会福祉施設の役職員で、功績顕著な者
- (3) 社会福祉団体、関係団体の役職員で、功績顕著な者
- (4) 地域社会、社会福祉施設において、ボランティア活動を続け、その活動が優良で他の模範となる個人又は団体
- (5) 社会福祉事業に関する活動が優良で、他の模範となる団体

2 前項に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する個人又は団体は除くものとする。

- (1) 藍綬褒章、黄綬褒章を受けた者
- (2) 厚生労働大臣表彰を受けた者
- (3) 全国社会福祉協議会長表彰を受けた者
- (4) 富山県知事の表彰又は感謝状を受けた者
- (5) 富山県社会福祉協議会長の表彰を受けた者
- (6) 高岡市民功労を受けた者

3 前2項の規定にかかわらず、校区社会福祉協議会長を退任した者に、特別功労表彰を行うものとする。

4 表彰の区分及び基準は、別表に定めるとおりとする。

(感謝の該当)

第3条 感謝の該当者は、労力的、経済的又はその他の方法によって、社会福祉事業者並びに社会福祉施設及び民生委員児童委員の活動に対して積極的に協力、援助を行ったものとする。

2 感謝の区分及び基準は、別表に定めるとおりとする。

(表彰、感謝の時期)

第4条 この規程による表彰又は感謝については、高岡市社会福祉大会その他顕彰する適当な機会において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、随時行うことができる。

(表彰、感謝の推薦)

第5条 会長は、この規程に基づく表彰又は感謝の該当者の推薦を次の者に依頼するものと

する。

- (1) 高岡市民生委員児童委員協議会長
- (2) 社会福祉施設長
- (3) 社会福祉団体、関係団体の長
- (4) 校区社会福祉協議会長
- (5) 高岡市ボランティア連絡協議会長

2 前項の規定にかかわらず、会長はその候補者を推薦することができる。

3 推薦に当たっては、各該当事項につき詳細な調査及び審査のうえ、推薦書に明確に記載するものとする。

4 複数の表彰又は感謝の該当者の推薦をする場合は、その順位を付するものとする。

5 推薦書提出後、記載事項に相違が生じた場合は、直ちにその旨を会長宛に通知するものとする。

6 推薦書の様式は、別に定めるものとする。

(表彰審査委員会)

第6条 表彰又は感謝の該当者を審査するため、表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、提出された推薦書で審査する。

3 委員会に関することは、別に定める。

(表彰、感謝の方法)

第7条 表彰又は感謝の方法は、表彰状、感謝状及び記念品を授与して行うものとする。

(細則)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。